

裁 決 書

審査請求人

那須塩原市

処分庁

那須塩原市共墾社 108 番地 2

那須塩原市福祉事務所長 三森 忠一

上記審査請求人から平成 20 年 7 月 17 日付けで提起のあった上記処分庁の保護開始申請却下処分に対する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

本件審査請求に係る処分庁がした保護開始申請却下処分は、これを取り消す。

理 由

1 事 実

審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成 20 年 6 月 12 日付けで処分庁に対し、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）に基づく保護の申請をした。

処分庁は、平成 20 年 7 月 11 日付け那塩社第 231 号で、請求人に対し、法に基づく保護開始申請却下処分（以下、「本件処分」という。）を行い、法第 24 条第 1 項の規定により請求人に通知した。本件処分に係る通知書中、本件処分の理由の欄には、「資産や能力の活用は、国民各個人が誰でも行う生活努力であり、個人はまず生きるために、現在保有している資産（預貯金等）を活用して生活の確保に努めるなど、自らができる限りの最善をつくし、生活水準の低下を防ぐための努力をすべきであり、成り行きにまかせてギャンブルによる浪費により、生活水準を低下させたことは容認できないため、申請を却下します。」との記載があった。

2 審査請求の趣旨及び理由

本件処分を取り消す、との裁決を求める。

審査請求の理由は、要するに次のとおりであり、請求人はこの点から本件処分を不当

であると主張しているものと解される。

姉が亡くなった時の資産が少しばかりあったが、病弱で借金生活をしていたため、その返済に充てた。貯金もとりくずしており、生活に困窮している。

3 処分庁の主張及びその理由

本件処分に対する審査請求はこれを棄却するとの裁決を求める。

請求人は、日光市で同居していた内縁の夫（以下「内縁者」という。）と関係を解消し単身引っ越してきたが、わずかな年金収入のみでは生活していけないとして保護の申請となった。

ところが請求人は、将来的に収入の見込みがないのをわかっていながら、貴重な資産を成り行きにまかせてパチンコで浪費し、自ら生活水準を低下させてしまった。借金を返したり、預貯金を取り崩したりして生活している人が、貴重な生活費をパチンコで浪費してしまうこと自体矛盾している。

請求人には生活保護受給歴があり、資産を最低限度の生活の維持のために活用させなければならないことはわかっていたはずである。にもかかわらず、預貯金が底をつくまで危機感を持たず、パチンコ店に出入りしていた背景には、資産がなくなれば内縁者或いは生活保護に頼ればよいという考えがあったのではないかと想像することもできる。

また、内縁者についても、申請時の同席及び審査請求手続き時の関わりと言い、経済的にも精神的にも援助しており、実質的に内縁関係が解消されているとは思えない。

仮に生活保護を受けたとしても、パチンコは生活費の一部であると言う請求人には、計画的な家計のやり繰りができるとは思えず、それならば無理に内縁関係を解消せず、監視できる人と暮らした方が安定した生活をしていくことができるのではないかと考える。

4 当庁の認定事実及び判断

(1) 認定事実

調査したところ、次の事実が認められた。

ア 請求人及び内縁者は、約15年間、生活を共にしている。

イ 請求人及び内縁者は、平成13年5月16日から平成14年2月1日まで旧西那須野町において、同一世帯として生活保護を受給していた。

ウ 請求人及び内縁者は、平成20年3月末に世帯主を内縁者、請求人を同居人として管轄事務所である日光市福祉事務所へ保護開始申請をした。しかし、内縁者が自動車を所有していることから、内縁者は、保護開始申請を取り下げた。

エ 請求人は、内縁者と共に日光市に住んでいたが内縁関係を解消し、那須塩原市内でアパートをみつけ、平成20年5月26日に移転した。

オ 請求人の生活が困窮したため、請求人及び内縁者は、平成20年6月3日に那須塩原市西那須野支所に出向き、生活保護の相談をした。

カ 処分庁の職員が、平成20年6月12日に請求人宅を訪問し、内縁者同席のもと、保護開始申請書を受理した。この際、内縁者から「生活保護が受けられなければアパートを解約し、日光に戻ることも考える」との発言があった。

キ 当庁は、平成20年8月11日に弁明書を請求人あて発送したところ、「あて所に尋ねあたりません」として返戻となった。このため、当庁は、平成20年8月14日に請求人の携帯電話に連絡したところ、現在は日光市に内縁者と共に居住している旨の発言が請求人からなされた。

(2) 判断

法第2条には「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる。」と規定されている。ここでいう「無差別平等に」とは、保護の受給資格において、保護を要する状態に立ち至った原因の如何（例えば、病気、傷害、災害、世帯主の死亡、失業等）や、人種、信条、性別、社会的身分、門地等により優先的又は差別的に取り扱われることはないという趣旨である。

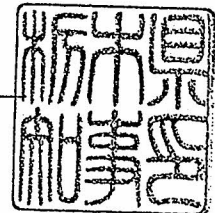
本件についてこれをみると、処分庁は、請求人が預貯金を成り行きにまかせてキャンセルで浪費し生活水準を低下させたことについて容認できないため保護開始申請を却下したものであり、保護を要する状態に立ち至った原因を直接の理由として本件処分をしており、法の趣旨に反している。

以上、本件処分を違法又は不当とする請求人の主張には理由がある。

よって、主文のとおり裁決する。

平成20年9月2日

栃木県知事 福田 富



(付記)

なお、処分庁は、「また、内縁者についても、申請時の同席及び審査請求手続き時の関わりと言い、経済的にも精神的にも援助しており、実質的に内縁関係が解消されているとは思えない。」旨主張しているが、当庁の認定事実においても、請求人に係る世帯の認定について疑義が生じているため、再調査をし、世帯単位で保護の要否判定を行うことが必要で

あると思料される。

(教示)

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。